

国(環境省)は近年は発注事例がない灰溶融炉に対しても交付金を交付する措置を継続しているため、旧厚生省の施策(ダイオキシン対策)によって市町村が整備した灰溶融炉の廃止や長寿命化に対する有効な措置を講じられない状況になっています。…それが平成28年度問題です。

灰溶融炉平成28年度問題

①灰溶融炉は焼却炉と一体化したガス化溶融炉にモデルチェンジしているため平成18年度以降はほとんど発注されていない。しかし、②灰溶融炉を整備している市町村は国のインフラ長寿命化基本計画に基づいて平成28年度までに灰溶融炉の長寿命化に関する「行動計画」を策定することになっている。ただし、③灰溶融炉を廃止して焼却灰の委託処分を行う場合は廃棄物処理法の基本方針(循環型社会形成推進交付金の交付要件)に適合しないごみ処理計画になるため焼却炉の長寿命化に当たって国の財政的援助を受けることができない。

焼却炉＋灰溶融炉の発注状況

平成	ストーカ炉＋溶融炉	流動床炉＋溶融炉
17年度以前	52	9
18年度	1	0
19年度	3	0
20年度	3	0
21年度	1	0
22年度	0	0
23年度	0	0
24年度	0	0
25年度	0	0
26年度	0	0